

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成20年9月9日（火）午後2時～午後4時

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

青木孝之，上原徹，加藤幸雄，熊谷雅宣，佐々木正輝，富田詢一，宮尾尚子，宮里玲子，宮良直人，横江崇（五十音順，敬称略）

（説明補助者）

渡邊事務局長，桑原首席家裁調査官，熊谷首席書記官，池之上次席家裁調査官，本多事務局次長，黒木主任書記官

（庶務担当）

北原総務課長（書記）

第4 議事

（発言者の略記=◎：委員長，○：委員（裁判所委員は□），■：説明補助者）

- 1 開会宣言
- 2 委員長あいさつ（那覇家庭裁判所長）
- 3 新任委員の紹介（上原徹，佐々木正輝，富田詢一，宮尾尚子）
- 4 委員長代理選出（宮尾尚子）
- 5 意見交換1（テーマ：少年事件における被害者調査及び被害者配慮の現状について）
 - (1) 裁判所の説明（項目のみ）
 - ア 平成12年改正少年法の被害者配慮の概要
 - イ 被害者配慮の現状
 - ㍿ 被害者等による事件記録の閲覧及び謄写，審判結果の通知
 - ㍿ 被害者調査等

(ウ) 審判における被害者等の意見聴取結果の活用

(2) 意見交換（主な意見）

◎ 示談ができていないということが、少年の処遇に不利益に働くのか、実務の取扱いを説明していただきたい。

□ 特に窃盗などの財産犯において、刑事事件の場合は、示談の有無は被告人の処分を決める上で重要なポイントとなるが、少年事件の場合は、少年の要保護性というのが少年の処分を決める上で重要なポイントとなるので、示談の有無は、少年の処分を決める上で考慮はするけれども、刑事事件ほど大きくは考慮しない。

○ 付添人弁護士としても、少年事件の場合、一般の刑事事件ほど、示談ができたかどうか、被害弁償がされたかどうか、それ自体を重要視しているということではなく、例えば、少年のために保護者や関係者が、一緒になって犯罪と向き合っけて示談に向けて、きちんとした対応をしている、努力をしているということを少年にもわからせて、少年の反省を促すということは重要ではないかなと思うので、そういう意味での示談に向けた努力というのはやっている。

◎ 被害者配慮というのは、基本的には、被害者の諸々の事情を少年に認識せしめて、反省を深め、更生につなげていくという観点で行っているというのが、被害者対応上の原則ということでしょうか。

刑事裁判では、一生懸命に示談をし、嘆願書をもってきて裁判所に提出する。そして、それに基づいて刑期を短くしてもらおうというのは当然のことであるが、それを少年審判にストレートに当てはめるのは観点が違うということでしょうか。

□ 被害者配慮というのは、被害者自身の保護のために創られた制度だと思うが、少年審判は少年の健全な育成が主な目的であるから、被害者配慮を通して少年の健全な育成につながるような審判ができればと考えている。被害者配慮を少年の保護的な処遇にも活かすようにしたいと考えている。

- マスコミを利用した被害者配慮制度の周知は行っているのか。
 - ホームページ等には掲載しているが、マスコミを利用した周知は行っていない。
- 被害者調査は、全件について行っているのか。意見聴取とは別のものなのか。
 - 意見陳述（意見聴取）は、被害者が自ら積極的に申し出て裁判所に来て意見を述べるというものであり、被害者調査は、裁判所が審判に役立てるために、家裁調査官の方から被害者に対して被害を受けてどうであったかなどを問い合わせるものであり、被害者の不満などが大きいような事件を中心に行っているということもあって、全体の5パーセント程度となっている。
- ◎ 被害者調査をしなかった残りの95パーセントの事件について、裁判所がまったく事情を知らないというわけではない。被害者が、被害に遭ったどのように思っているのか、少年に対してどのような処罰感情を持っているのかなどは、警察の調書に表れているので、被害者側の最低限の気持ちはそれを見れば大体わかる。その後のいろいろな状況を審判に反映させたいとか、個別的に詳しく事情を聴いた方が少年の更生により役立てることができるといような事案について、念を押して更に話を聴いているという状況であり、その他の被害者をまったく無視して審判を行っているということではない。
- 被害者調査の対象の選別は、具体的に、いつ、どのような事件についてなされているのか。また、意見聴取について、全国データは年々増加しているが、那覇家裁のデータはあまり増加していない。庁として何か分析しているか。
 - 被害者調査については、事件受理後、家裁調査官において、記録の内容を検討し、傷害事件や、窃盗事件でもかなり重大な事件など一定の事件を選定し、少年本人の調査をする前に、被害者に手紙（照会書）を送付し

ている。

■ 万引き事件といっても様々で、1軒の店で集中的に集団で万引きをすることもあり、裁判官に相談しながら、被害の実態に合わせて、被害者調査を行っており、形だけで判断しているわけではない。

○ 少年に対する被害者の心情は、審判にどのように反映されるのか。処分を重くしてほしいということであれば、少年の処分は重くなるのか。また、被害弁償を一生懸命に行うことによって、これは反省しているという捉え方をするのか。それによって処分が軽くなるのか。

□ 被害者の心情を考慮しないというわけにはいかないが、処分を重くしてほしいという要望をストレートに処分の軽重につなげてはいない。被害者の処罰感情が厳しい事例では、厳しい処罰感情を持つに至った原因があると思う。事件の内容自体が非常に悪質であるとか、事件後の対応が少年の家族も含めて十分でないとか、そういう被害感情を示している原因や背景事情を含めて総合的に検討することになるので、被害者の処罰感情が重いものは必ず重い処分にするというわけではない。

また、少年の処分を決めるには、要保護性、つまり少年自身の資質や家庭の引き受け環境などを考慮することになるが、示談に向けた取組が家族も少年も真剣になされているということであれば、これから少年をしっかり監督して行こうという親の意向が強いということの一つの表れと思われるので、示談の結果というか、示談の経緯については、斟酌できるものは考慮したい。

◎ 少年自身は被害弁償する資力はないが、親が一生懸命にかけずり回って頭を下げてできるだけのことをしてきたということや少年自身が目の当たりにして、親に大変迷惑をかけた、もう二度とこのようなことはしないということや言う少年もいるので、示談ができるできないは、確かに資力や相手方の態度など、いろいろな状況にもよるが、そのようにつなげていくことが大事ではないかと思う。

○ 全国において、被害者の意見陳述の件数が増加しているというのは、被害者の被害に対する意識が高まったのか。最高裁の見解があれば伺いたい。また、被害者への審判結果の通知については、少年事件の場合は、刑事事件のように公開の法廷で行われるわけではないので、常識的に考えると、全件行うべきではないかと思う。被害者はもっと憎んでいると思うので、少年の保護的な観点ではなく、少年は匿名でもいいので、被害者には審判結果を通知すべきではないかと思う。

□ 全国のデータの分析はまだ行われていないと思う。全国では増加傾向にあるのに沖縄では減少傾向にあるのは、今後分析して行かなければいけないと思うが、沖縄では、全国に比べて、バイク盗などの窃盗事件が多く、凶悪な粗暴犯が少ないという傾向にあることが一つの要因ではないかと考えられる。いずれにしても、沖縄がなぜ減少傾向にあるのか、裁判所の広報がもっと必要なのかということについては、今後検討して行かなければならないと思う。

◎ 全国的に少年事件が顕著に減少傾向にあるにもかかわらず、全国的に被害者配慮制度の利用件数が増加しているということは、被害者のそういうものを知りたいという意欲というか、そのような意識が徐々に高まっていることを反映しているのではないかという気はしている。幸いにして、那覇家裁管内では、凶悪な少年事件はそれほど発生していない。

◎ 被害者への審判結果の通知を全件について行うのは、態勢的に困難か。

□ 検察庁でも被害者への通知を行っていると思うが、どの程度行っているのか。

○ 検察庁では、かなり昔から被害者の申出に基づき被害者への通知を行っているが、全件については行っていない。被害者の中には、精神的なダメージを受け、事件のことは、一刻も早く忘れたい、思い出したくない、捜査に協力することで精一杯でそれ以上は触れてほしくないという人がいるので、一概に、一律に、被害者全員に通知するのはどうかと思う。した

がって、検察庁では、被害者の申出により、希望する項目のみ通知している。

○ 統計にある事件記録の閲覧・謄写が拒否された理由と審判結果の通知が拒否された理由は何か。

■ 事件記録の閲覧・謄写が拒否されたのは、いずれも審判不開始決定がなされたためであり、審判結果の通知が拒否されたのは、いずれも移送決定がなされたためである。したがって、実質的には、すべて認められている。

○ 被害者それぞれの要望に応じたきめ細かな配慮、運用をお願いしたい。

6 意見交換 2 (テーマ：平成 20 年改正少年法の実施に向けた検討状況について)

(1) 裁判所の説明 (項目のみ)

ア 平成 20 年改正少年法の被害者配慮の概要

イ 検討状況

(ア) 被害者調査等

(イ) 審判傍聴等 (審判廷及び法廷において説明)

(2) 意見交換 (主な意見)

○ 必要性があって創られた制度であり、あとは運用の問題だと思う。大きい審判廷の方が、被害者の視線を和らげ、威圧感や少年の萎縮は少なくなるのではないかと思うが、逆に、大きいと話しづらいのではないかとも思うので、そのへんは、少年の健全な育成を妨げることがないように、そもそも被害者の傍聴を認めるべきかという最終的な判断も含め、付添人の意見もよく聴いた上で、バランスをうまくとりながら運用していただきたい。

○ 少年事件では少年本人の健全育成というのが大前提になるが、我々は被害者の視点を忘れ過ぎていたのであり、事件の当事者である被害者が蚊帳の外に置かれていてあまりにもなおざりにされてきたというのが根本的な批判である。被害者に対する配慮が十分であったか、改めて自戒する必要がある

と思っている。被害者が事件の中身を知りたいというのは正当な理由で、事件の当事者に見合った情報収集の機会と意見を言う機会を設けるべきであるというのが到達点であり、ここを踏まえるのが我々の責務である。少年を守って大事に育てるという大切な少年法の理想と現に少年によって被害に遭った被害者の気持ちをどのようにキープしていくかということは大変な問題である。私どもは反省の上に立ってあるべき姿を実現すべく応分の努力をしていきたい。

◎ 裁判所に課せられた使命を改めて自覚し、改正少年法の被害者配慮の運用について検討したい。運用が始まったら、その具体的な状況を当委員会において報告したい。

7 次回テーマ

◎ この場での意見が出ないので、前回と同様に、期日の2か月前に議題についての照会書面を送付して意見を聴取する。

8 次回開催期日

平成21年7月7日（火）午後2時

9 閉会宣言